

産業建設常任委員会記録

平成29年8月10日

【開催日】 平成29年8月10日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前11時49分

【出席委員】

委員長	中村博行	副委員長	長谷川知司
委員	岩本信子	委員	杉本保喜
委員	松尾数則	委員	山田伸幸

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	尾山信義	副議長	三浦英統
----	------	-----	------

【執行部出席者】

副市長	古川博三	産業振興部長	芳司修重
産業振興部次長 兼農林水産課長	高橋敏明	農林水産課技監	山崎誠司
農林水産課農林 係長	平健太郎		

【事務局出席者】

局長	中村聡	庶務調査係書記	梅野貴裕
----	-----	---------	------

【審査事項】

1 地方卸売市場について

午前10時開会

中村博行委員長 おはようございます。定刻になりましたので産業建設常任委員会を開催したいと思います。本日傍聴の方が2名ありますので、これは議会改革ということで全て許可をしたいと思いますので、よろしくお

願いたします。それでは、今日はかなり重い案件ですが、議会側のほうで午後は視察受入れがありますので、午前中には終わりたいと考えております。御協力をお願いいたします。それでは早速入ってまいります。本日の付議事項、地方卸売市場について先日資料請求をしておりますので、まずはその資料の説明からお願いしたいと思います。執行部よろしく申し上げます。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 それでは提出資料を基に御説明いたします。1 ページ、1 について、平成 29 年 4 月 1 日現在、仲買人登録数は 53 社、預かり保証金は 375 万円です。2 について、小野田中央青果経営再建プロジェクトの設置年月日は平成 24 年 5 月 15 日です。メンバーには農林水産課、財政課、総務課、学校教育課及び都市計画課の職員に加え、参与として産業建設部長、参考人として小野田中央青果株式会社代表取締役及び山陽小野田市監査委員を選出しています。これまでの会議録につきましては、別添資料 1 の小野田中央青果株式会社経営改善計画書、提言書に代えさせていただきます。3 について、株式会社小野田青果販売の位置付けは（1）に記載のとおりです。（2）小野田中央青果株式会社から株式会社小野田青果販売への出資に対する役員議事録と総会議事録については、平成 22 年 7 月 10 日の取締役会において資本金 100 万円を支出し販売事業会社を設立することについて承認を得た旨の会議録及び同年 10 月 14 日の取締役会において株式会社小野田青果販売を 10 月 13 日付で設立したことを報告した会議録を確認いたしました。4 について、平成 25 年度の補助金 235 万 5,803 円の理由が分かるものについては別添資料 2 のとおりです。なお、貸倒金となった売掛金の推移については市にはありません。5 について、株式会社小野田青果販売の 22 年度設立からの決算書は別添資料 4 のとおりです。なお、繰延資産の内訳については、市にはありません。6 について、小野田中央青果株式会社の平成 29 年 3 月 31 日貸借対照表の中の固定資産 3,851 万 9,395 円の詳細は記載のとおりです。説明は以上です。

中村博行委員長 ありがとうございます。まず資料の確認からまいりたいと思います。そして、順を追って委員の皆さんからの質疑を求めたいと思いますが、まず1番、2番。1番はこれでいいと思いますが（発言する者あり）1番から。

岩本信子委員 小野田青果販売は仲買人ではないということですね。これには入っていないということよろしいですか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 仲買に入っております。買受人の1社でございます。

岩本信子委員 青果販売はこの仲買人登録数の中に入っているということですね。53社の中に。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 そうであります。

中村博行委員長 1番よろしいですか。それでは2番のプロジェクトの件です。

山田伸幸委員 今日、初めて小野田中央青果株式会社経営改善計画提言書というものを見させていただいたのですが、こういったものは議会に対してどのような形で報告がされていたのか。少なくとも私が委員の時には、このようなものはなかったように思っているのですが、これは議会に対して報告されていた問題でしょうか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 議会への報告はされていないと思います。

中村博行委員長 松尾委員、この辺りは。

松尾数則委員 私の記憶としてはないです。

中村博行委員長 執行部の答弁どおりということですね。

岩本信子委員 補助金を出されていますよね。そうすると補助金に対する資料としてこういうのが出されなければ、補助金の根拠というのがないのではないですか。なぜ出されなかったのかということをお聞きしたいのですが。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 当時のこの提言書等がどのように活用されたかということは定かではございませんが、市の内部で検討し市長へ報告をしたと。その提言書の中に解決策等が示してありましたものから、それぞれ可能なものをそれぞれの議会において、予算計上する場合もそうですが、この提言書に基づいた形で市場の改革を行ってきたものと考えております。なおかつ、この提言書につきましては、市場へも提出はされていると聞いておりますので、その解決策の中でこのたびの運営補助金、あくまでもこの市場を継続していくという立場の中から運営補助金を提出したり、あるいはまたほかの、本日お配りしましたので全てを読み取れないかもしれませんが、経営改善に向けた諸施策というものが挙げられたりしてございまして（「何ページ」と発言する者あり）終わりのほうになります。経営改善を提言及び留意点というのが第3の27ページからもろもろ掲げてありますが、内部環境のマネジメントであるとか、2番目としては外部からの支援、これは28ページの（2）です、補助金の投入、そういったものがこちらのほうで提言が取りまとめであるということです。

中村博行委員長 235万の補助金は、また後ほどやります。

山田伸幸委員 この改善計画書提言書というものは、その後の例の3年間にわたる補助金の支出に至った経過に直結していると考えていいでしょうか。

芳司産業振興部長　そういうことであろうと思っております。こういった庁内プロジェクトというのは、様々な政策形成であるとか事業計画を庁内で作っていく検討プロセスの一つだと捉えております。24年度につきましてもそういったことで行なわれたものということで、ただこういったプロジェクトの提言の中にはすぐできるもの、できないもの、いろいろなものが入っておりますので、こういったものの検討を踏まえて次年度の例えば予算要求につなげていくとか、そういう捉え方をしているものだとして理解しております。したがって、26、27、28年度の運営補助金につきましては、やはりこういった検討を踏まえて出されたものだとして認識しております。

中村博行委員長　その際に、この改善計画書というものの存在は委員会での説明の中にはなかったという、これに基づいてというようなことはなくて、ただの検討結果という形で示されていたということで理解してよろしいですか。

芳司産業振興部長　そういうことであつたと捉えております。

山田伸幸委員　この提言書が出されて、3年後に補助金の支出が始まるのですが、その間はこういったことを検討していたのでしょうか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長　市場のほうに確認といいますか、聞き取り等を行なった中には取締役の賃金カット、給与カット、それから人材の育成という観点から就業規則等の見直し、そういった市場で対応できるものは市場でされていたと聞いております。

山田伸幸委員　そうじゃなくて、2年間のブランクがあるんですよね。23年度までの検討をしているわけですよね。そしたらその間にいろいろなことができていたのではないかと。単に累積債務を放置するのではなくて、この検討の段階からいろいろな手が打っていたのではないかと。例え

ば入荷を増やすための様々な努力だとか、販売先の拡張だとか、仲買人に対する強力な支援だとか、いろいろあったと思うのですが、そういった努力をその一、二年の間はされていなかったということでしょうか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 中央青果とすれば平成22年の青果販売という子会社を設立したということが大きな点であろうと。それによって販路を拡大していくということに努めたのではなかろうかと。市とすれば25年の一部の補助金であるとか、あるいは26年、27年、28年の運営補助金、これはあくまでも累積債務を減らすためという至上命令というような形で補助金を市は注ぎ込んでいるという認識であります。

山田伸幸委員 それはちょっとおかしくないですか。以前頂いた会議録とかを見ていくと、この青果販売の負債も含めて補助金を出すという説明をされているじゃないですか。設立していきなり設立の時に掛かったいろいろな費用を赤字の穴埋めの対象とするというような説明をされているじゃないですか。26年、27年で。連結決算の中で。いきなり作って、いきなり赤字で、その分の設立費用も含めてこの補助金でみるというのが当初の説明でしたよね。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 前回の委員会の中で執行部が述べましたのは、27年3月議会において一部、その運営補助金の説明に、分かりにくい説明をしたのではないかという答弁させていただいたと思いますが、26年はあくまでも累積債務に対する補助金であると。また、28年3月議会におきましても累積債務に対する運営補助金であるという御説明を申し上げて、御理解をいただいたと思っておりました。

中村博行委員長 前回、謝罪を含めた中で説明があったことというふうに理解していいですね。

山田伸幸委員 あれからも決算書等を見ていったのですが、このときの説明が

一番理にかなっていて、あとの中央青果だけに、結果としてそういう支出をしたのかもしれないけれど、実際、青果販売の出資金というのは、その中から使われているのではないですか。減らされていっているのではないですか、それが。違うのでしょうか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 一切ございません。

中村博行委員長 累積の1,400万に対して、1,100万、3年間で補償したということですね。一番懸念されていたのは、その1,100万が還流されたというか、その辺の懸念が前回があったということで、それは明らかに否定をされ、以前の委員会での発言に対しては謝罪があったということです。プロジェクトの設置、改善計画書等々につきましてはよろしいでしょうか。

杉本保喜委員 24年12月に小野田中央青果株式会社経営再建プロジェクトチームということですが、このチーム編成はどうかという疑問と、それから市のほうは筆頭株主の一人でもあるわけですね。これを受けて、市の庁内はどのような対応をされたのかちょっと教えてもらいたいのですが。

中村博行委員長 庁内でできたものですよ。

杉本保喜委員 庁内でできたの。じゃあその編成ですよ。うちだけが一方的にそのメンバーなのか。

芳司産業振興部長 これはあくまでも市役所の中の庁内プロジェクト。企画のほうで規約か何かを持っていたと思うのですが、あくまでも庁内プロジェクトですので、庁内の職員によるメンバーということになるかと思っています。

杉本保喜委員　ということは、向こうの当事者たちは入れていないということですか。

芳司産業振興部長　先ほど申しましたけれど、あくまで検討していくための参考人という形で呼ばれているということであろうと思います。

中村博行委員長　資料の表側に全部メンバーが載っています。

山田伸幸委員　7月12日に出された資料があります、地方卸売市場についてという資料がありますが、その2、小野田中央青果株式会社の累積債務の状況ということがあります。その前に1の(3)議案第21号の執行部の答弁趣旨の中に資本金1,000万に対して1,400万の債務超過になっているという説明をしています。確かに2,400万円のマイナスが計上されているのですが、なぜ1,400万円を丸々債務超過というような考え方に至ったのか。ほかの者の持分もあったと思うのですが、なぜそういう説明になるのかが新たにちょっと分からなくなった部分です。これでいうと2,400万円のうち、1,000万円が本市の資本金だと。もう1,000万円が別の出資者がいるわけですよね。そしたら、債務超過はあと400万円じゃないですか。違いますか。なぜ1,400万円を丸々本市が債務超過分としてこういうことをしなくてはいけなかったのか。それが新たな疑問として浮上してきたところです。この説明が、非常に納得いかない部分が出てきたということなのですが、いかがでしょう。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長　前回お出ししました資料のお尋ねでございますが、2,400万円の累積債務に対する運営補助金という説明の中で、まず市の立場、この市場運営というものを市として、どのように捉えていくのかといった中での発言の一部と考えております。持ち株の1,000万円に対して考えればその1,400万円が債務超過となっている状況があると、それについてのあくまでも2,400万円ではあ

りますが、持ち株に考えれば1,400万円の債務超過であるという説明をさせていただいたものと考えております。例えば残りの株主、前回の委員会でもお話があったと思いますが、ほかの株主にそれを負担してもらうという考え方はないのかという御意見もあったと思いますが、この市場の公益性といいますか、その市場運営に関する市の責務という立場の中で、この1,400万円の一部、1,100万円を運営補助金として出していこうという結論に至ったと考えております。

山田伸幸委員 それがおかしいのではないかとっているのです。この説明では資本金1,000万円に対してと言っているじゃないですか、はっきり。資本金1,000万円に対して1,400万円の債務超過。だけど、ほかの出資者、もう1,000万円の出資者があれば債務超過は400万円じゃないですか。だから資本分を債務超過から引くというわけですから、それだったら2,000万円引かなければいけないじゃないですか。この説明だと。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 数字の話になっておりますけど、あくまでも2,400万円という累積債務がある。これをどのように減少させていくのかということが一番大きな論点だったと思います。その説明の中で、まずは2分の1を持つ市の株主として考えた場合に1,400万円という超過分がある。運営補助金を出すに当たっての一つの整理の仕方であると考えています。1,400万円ある中でこのたび運営補助金を支出したのは1,100万円であった。残りの300万円は当然自社努力も必要であると。とはいえ、まだ残りに1,000万近くの累積債務は残っているという、まずはその2,400万円という債務があるというそこからのスタートであると思います。ですから、ここで説明の中でそういった市としての立場を説明しているわけですが、先ほど少ししか申し上げられませんでした。その社会性であるとか公益性であるとか、市場を守っていくという立場の中で市がこの1,100万円を運営補助金として支出したと御理解いただきたいと思ひます。

山田伸幸委員 私が言っているのは、計算として債務超過2,400万に対して資本金を引いているわけでしょう。そしたらもう1,000万の資本金はなぜ引かないのですかということを知っているわけですよ。それを引いたら債務超過は400万円じゃないですか。そのことを言っているのだけど、もう片方の出資者について一切言及がないというのはおかしいのではないですか。単純な計算のことを言っているのです。

中村博行委員長 答弁のほうで引くという考え方じゃないような気がしますよね。1,000万引いた考えじゃなくて、割合で判断してもろもろの状況からという答弁にしかとれないので、山田委員がおっしゃっているのは、完全に数字的なもので、割合でいっても、400万だけじゃないかということなので。

岩本信子委員 26年度の貸借対照表を見ているのですが、純資産の部で結局債務超過の説明があって、この貸借対照表では409万1,079円、これが債務超過の金額ですよ。山田委員が言われるように400万しか債務超過はなかったのに、なぜ1,400万になるのかという説明が私も聞いていて、よく分からないのですが。この貸借対照表を見る限りにおいては、このときの債務超過は400万しかないと思いますけれど。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 貸借対照で表れるものは純資産マイナス400万円でございますが、利益剰余金の中のマイナス2,400万、これが累積債務であるということになります。だからこの2,400万円の累積債務をいかに減していくかという中での説明で1,100万円の運営補助金を出すことに決めたということでもありますので、委員の言われることは分かりますが、執行部の答弁といたしましても、あくまでも2,400万円のうちの1,100万円分を運営補助金として出そうと。まずは一つの考え方として資本金の割合もあったのではないかと考えています。その割合の中で市としての立場でこれだけを補助しなければ

ば市場が太刀打ちできない、なくなってしまうという判断の中でこういった英断が下されたものと考えております。

山田伸幸委員 以前の説明では、この資本の実質上の数字上の減少分によって累積債務が多いということで、銀行の借入れができないと。銀行の借入れができるぎりぎりのところでこういう処置をするという説明でしたよね。そしたらやはり1,000万だけではなくて、2,000万全体の資本で考えるべきじゃないかなと思います。それがなぜ説明できないのか僕はよく理解できないのですが、今の説明はあくまでも1,400万、1,400万と言われるけど計算上は400万しかないですよ。これは、またにしますか、答弁できないと思うけど。

芳司産業振興部長 先ほどから高橋次長が申し上げておりますように、累積債務2,400万、この解消をどうするかということであったと考えております。当時の執行部の説明の中で、株の割合が2分の1ということもございましたので、いろいろな例を出されながらだったというように思っているのですが、では市としてどれぐらいの補助金の投入が適当なのかという議論の中で、いろいろとるる説明をされて、それについて3か年にわたってですけど、結果的には3か年にわたって1,100万の運営補助金を出していこうということであったと思っておりますし、そういった説明をされた上で委員会でも承認されて、こういう運営補助金を出されたと認識しております。結果として、もちろん全額回収すればそれに越したことはないのですが、ただ、中央青果自体の自助努力とかそういったことも当然お願いしなければいけない部分がありますので、まだ残ってはおりますけれど、それについては自分たちの努力の中でやっていただきたいと。ただ、状況とすればなかなか融資が受けられない状況であったものが、この3か年の、言ってみれば大体2年ぐらいの補助金の投入があった後の辺から状況が好転をしてきていたということも聞いておりますけれど、結果としてこの3か年の運営補助金の成果として金融機関の融資も受けやすくなったということがありますので、それ

については一定の成果があったと捉えております。いろいろな捉え方はあろうかとは思っているのですが、市としてこういった24年度の庁内のプロジェクトを踏まえまして、市の責務としてどの程度の補助金を出していくのかということについての議論につきましては、そのときに私は終わっていると思っております。

山田伸幸委員 それでは、今言われた1,400万円の内訳を示してください。

中村博行委員長 要するに1,400万の根拠ということだと。

山田伸幸委員 それについては、平成27年の3月議会の説明の中でそのときは非常に細かくしているわけですよ。この説明は納得できます。それがいいか悪いかという問題はあるのですが、数字上もはっきりしている。ところが今丸めて言われているからその内訳がないのです。それを説明してくださいと言っているのです。

芳司産業振興部長 申し訳ありません。当時の職員の聞き取りも含めまして、再度確認させていただきたいと思います。

中村博行委員長 この件については少しかみ合っていない部分がありますので、これは後日、再度の検討事項ということで置きたいと思います。次に3点目の役員議事録関係について何かございますか。

岩本信子委員 戻すようで申し訳ないですが、提言書という形で市長へ提出されているわけですよね。そしてこの提言書で補助金という決裁をもらわれたわけですよね。それなのに議会にはこの提言書は出なくて、ただそう決まりましたからと言って、持って来られているわけですよね。根拠とすれば1,400万の債務超過があるからということだけのことですけれど、それってすごく納得がいかないわけですよ。当時の職員がいらっしやらないから分からないですけど、なぜ提言書を市長まで出され

ているのに、議会に提出されなかったのかということが。そのときに提出されていたら見たと思いますよ。今これを出されて一生懸命読もうとしても今は読めないですよ。私すごくそれが議会に対してあまりにも説明が足りないのではないかと思うのですが、その点はどうお考えですか。もう1度聞きます。

(拍手する傍聴者あり)

芳司産業振興部長 24年の庁内プロジェクトの経過として、これは市長に提言といいますか報告する内容のもので、その扱いについては当時の市長なり担当のほうで判断すべきことであつたとは思っております。議会に対するそのような報告も必要であつたのかなという気はしておりますけれど、ただ庁内プロジェクトもこれだけではなくて、昨年度私どもも別件で一つ立ち上げてやったことがあります。それあくまで内部の政策形成過程ということで捉えていただいて、必要があればもちろん議会のほうにも報告する必要は当然あつたとは思いますが、この取扱いというのがそのとき当時なぜされなかったということについては私どもでは分かりかねます。

中村博行委員長 恐れ入ります。傍聴の方にはお願いをいたしますが、御静粛のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

杉本保喜委員 私がさっき質問した理由というのは、これを見るとメンバーでなぜ会社のほうが参考人レベルでいるのかというのが疑問持ったわけですよね。一つは21ページの自社分析シートというのをちょっと見てください。これで営業力、20点満点で営業力8、それから販売見通し9、それから社員は意欲的か、自己啓発が行われているか8、経営サイクルが確立されているか6ですよね。これはもうこのプロジェクトチームでどうこうする以前に会社のほうに何とかしろよと突き付けるべきレベルだと私は思うわけですよね。その中で、参考人程度で呼んでうんぬんし

たって結果としてどうなのかというのが見えてこないと思うわけですよ。それはその当時の人たちの取り上げ方でしょうけれど、少なくとも社内アンケートとしてこういう結果が出たときに、これはもう株主として何やっているのだと。突き返してもいいレベルのアンケートの結果だと思うのですが、いかがですか。

芳司産業振興部長 当時のことですので、なかなか分かりかねるところもあるのですが、これはもう最終的な成果物というふうに捉えていただきまして、これに至るまでに何回かそういうやり取りがあった後に最終的に市長に報告するに当たって、参考資料という形で載せられたのではないかと思います。

中村博行委員長 できればこの件については。

岩本信子委員 3番。小野田青果販売の出資に対する議事録、総会議事録は市にないということで、確認はされたということをお聞きしましたが、確認はされてもこれは先ほど言われましたように仲買人ですよ、登録に入っていると。そうすると条例に抵触するのではないかとこの考え方はなかったのですか。その辺は何にも問題なくて、このまま受けられたのですか。ちょっとその辺をお聞きしたいのですが、仲買人なら問題はあると思いますけど。抵触するのではないかとこの考え方は。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 会議の中では加工業務、販売業務を行うためにこの会社を立ち上げた。また、それしか中央青果が生き残る道はなかったと判断しております。その際に条例違反うんぬんというそういう会議録については確認しておりませんし、そういった文章等、文言等は確認できておりません。

岩本信子委員 この販売会社は仲買人が引き受けられなくて残ったものをここが引き受けるという説明を前にちょっと聞いた気がするのですが、今も

そういう形をとられているのですか。最終的に全部残ったものを、誰も買わないものを青果販売が買っているということは今もあるのですか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 売れ残り等については、当然青果販売のほうで対応しているとは思いますが、詳細につきましては把握できておりませんので、直接可能でありましたら市場のほうへのお問合せもお願いできたらと思っております。

中村博行委員長 今の件につきましては、今後の調査ということも先日の委員の中から出ておりましたので。

山田伸幸委員 今の間に少し改善計画書を読ませていただいたのですが、30ページ、財務マネジメントのところには先ほどの債務超過の件がはっきりと債務超過は414万7,000円と書いてあります。1,400万じゃないということがここで書かれているわけですね。だからこの報告書と先ほどの説明は矛盾しますよね。いかがでしょうか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 先ほど部長がお答えしたとおり再度確認をするということをお願いしたいと思えます。

中村博行委員長 先ほどの1,400万については、委員会側の質疑と答弁がかみ合っていないということで、この辺りはもう1回調整をしていきたいと思えます。3番よろしいですか。（「抵触するかどうかは今度調査するということですね」と呼ぶ者あり）これも先日条例違反については副市長のほうからも今の状況でいいのかということで、内部でもう1回検討したいということがありましたので、置いておきたいと思えます。

山田伸幸委員 ここで大事なものは、青果販売が合法的な許される組織であるかということをやっぱり改めて検証していかなければいけないですね。特に先日の市民懇談会の中で、仲買業者から自分たちの前を通る伝票に

もはっきりと小野田青果販売と書かれていて、自分たちの伝票ではないと。それを持って納品に行き、手数料だけもらうようなシステムであるというようなことがはっきりと語られたのです。その伝票を見せていただきましたが、確かに自社のものでなくて青果販売のものの納品書であったと認識をしたところですが、となるとこの青果販売というのはそういう仲買業者の利益のピンはねをしているのではないかというふうに思わざるを得ないですね。その中で上がった1,000万円というのが小野田中央青果に還流されていると。現に営業外利益として中央青果のほうにその1,000万円が還流されているというのが、この貸借対照表からも見てとれるわけですね。その点での合理的な説明をしてください。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 まず1点目の「伝票の」という御質問がございましたが、これについてはよく内容が把握できておりませんので、お答えいたしかねます。1,000万円というのが損益計算書のほうの雑益収とかそういったもののお話でしょうか。これにつきましては青果販売が加工等を行う中で先般のお話でもございましたが、人件費等、社員がパートも含めまして青果販売にはおりません。そこで中央青果のパート従業員等をお借りして加工、販売を行っている。それに対する委託といいますか、その手数料を青果販売が中央青果へお支払いをしている、青果販売の中では販管費として手数料として計上され、中央青果のほうでは雑収入として1,000万円近くが計上されているということでございます。

山田伸幸委員 委託料ですね。だったら何でこれは黒塗りなのですか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 あくまでも買受人の一社として取り扱ってございましたので、黒塗りをしておりました。

中村博行委員長 ちょっと委員の方をお願いしたいのですが、先日の市民懇談

会でのまとめたもの、その関連についてはまた後にやりたいので、当面は本日提出された資料についての質疑にとどめたいと考えております。それでは4点目の235万の補助金についての質疑に入ろうと思います。

岩本信子委員 売掛金のところに出ております、倒産したという会社の資料が付けてありますが、それが結局営業に即、響いてくるから補助金を出したということなのだろうなとは思いますが、大体この売掛金というのが残ること自体が、この市場の経営者の判断なのでしょうけれど、市場は何日以内で決済しなければいけないとなっていると聞いたのですが、それをしなくて売掛金として残したというところはどういう理由なのでしょう。経営者の方から何かお聞きですか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 こちらの内訳等につきましては25年3月31日現在での状況ということですので、どういった動きをしているかというものは、詳細については把握しておりません。

岩本信子委員 市場のほかの方々の話によると、決済日が何日と決まっているということです。だからなぜ私は、売掛金がこれだけ今出ているのですが、金額が一番大きいところがまだあるのですが、売り掛けとして会社の判断でしょうけれど、売掛金として残された、判断だと思うのですが、その判断の理由が聞きたいわけですよ。だから済みません今分からないでしょ。藤永さんという社長に聞いてみてください。売掛金がなぜあるのかということをお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 もう一度御説明いただけますか。質問がちょっとよく理解できませんでしたので、もう1度お願いします。

岩本信子委員 大体ここの中央青果の販売のときの話によると、買ってから次にお金を支払う決済の日にちが、たしか六日ぐらいと聞きました。大体皆さんそれでされていると。それなのに今ここに売掛金の業者というの

が何社かありますよね。売り掛けが結局出たから、損失が出たから補填してくれと言われているわけですよ。だから大体6日ぐらいで決済しなくちゃいけないものをなぜ売掛金としているのかということが聞きたいです。ほかの方々から聞くとそうなっているらしいですよ。

中村博行委員長 答えられますか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 あくまでも決算の提出する日にこれだけの売掛金があったわけで、この丸栄については多分支払いが滞っておったのであろうと。しかしそれはあくまでも売掛金として掛けで売っているのですから、残すところはここではなかろうかと思いますが。

中村博行委員長 岩本委員、この件については委員会として調査をしたいと考えておりますので。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

岩本信子委員 もう一つ、このときに根抵当設定についての補助金が出ていますよね。金額は少なかったのですが、8万4,950円と。設定費用がこの補助金で出されているということですが、この根抵当設定については、まだ危うい業者がいらっしゃる。その方々に対して最初に抵当を設定させていただくという意味のほうで、うちの市場がという意味はございませんというわけで、ここに書いてありますよ。森山さんの説明の中で。そうすると危うい業者がまだいると。この中で、金額で大きい方がいらっしゃる。その方の何を根抵当にとられているのですか。その辺がちょっと。ただ補助金が8万4,950円、根抵当の費用だということで補助金が出ている。その内訳が何も分からないのですが、その辺はどうですか。どういうものを根抵当でとられているのかとかいうようなことが必要だと思うのですが、いかがでしょうか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 登記簿謄本等によりますと、債権の範囲は売買取引であると。それに対して根抵当権が設定されております。

岩本信子委員 根抵当というのは何か物があって、それに対して抵当を付けるわけですね。だからその債権は分かりますよ。売掛金という大きな債権があるから。それに対して担保として何かとられているはずですよ。それで根抵当を付けるわけですよ。だからその根抵当の物件が何かということを知っているのですが。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 建物とお聞きしております。

岩本信子委員 その業者の資産がその中に建物としてあるのですか。市場の中にその方の建物があるのですか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 市場の中ではございません。お持ちの家屋です、建物です。それを根抵当でということですよ。

岩本信子委員 でもね、補助金として出さなければいけないということには納得いきませんよ。こういうのは売掛金に対する、債権に対する担保を設定するわけですからね。だから大体普通なら相手方からとるはずですよ。それをなぜ補助金で売掛金に対して抵当権の費用を払わなければいけないのかということが納得できないのですが、普通そうでしょ。お金でも借りるじゃないですか、そしたら担保とられるじゃないですか。そしたら借りた人がちゃんと費用を出してから担保設定するじゃないですか。普通それですよ、担保設定するの。それがなぜ担保設定に補助金が出るのかというのが納得いかないのですが、その辺はどうですか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 司法書士に対する報酬でございますが、やむを得ない補助金として市が出すべきであろうというそういった議論がなされたと思います。

岩本信子委員 それはおかしいですよ。売掛金として取引されよる間柄であれ

ば、その方に対して勝手にはできないですよ。もうその人が担保入れますと言って根抵当を付けるわけですから。それなのに今みたいな補助金でこれを出したという、補助金そのものの趣旨からもう全然これは違うのではないかと思います。金額が細くても違うと思うのですが、その点は市としてどう解釈されたのか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 この件につきましても再度確認させていただきます。

中村博行委員長 それでは5点目です。これについて。

岩本信子委員 青果販売、22年度設立ですよ。10月の何日にと、さっきおっしゃいましたけど。今、23年度と24年度を頂いています。22年度設立した当時の貸借対照表はないのですか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 ございません。

岩本信子委員 なぜ。22年度の10月から設立されて会社が立ち上がっているわけですよ。資本金も出て。それで22年度の決算書がないというのはどういうことですか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 会社のほうにお尋ねいただけたらと思います。

中村博行委員長 今の件も含めてやはり現地調査、参考人のいろいろな意見聴取、こういったものも必要だと思いますので、その辺りは同様にお考えを願いたいと思います。

岩本信子委員 私がこの中で問題にしたかったのは、今ぱらっと見て思ったのですが、24年度の開業費の繰延資産が33万8,820円、そして2

5年度になって開業費繰延資産で728万3,480円、開業するときの費用だからこれは資産にならないですよ。年度ごと追って費用になっていく、開業費ですね。開業費というのは減価償却もするけど、大体繰延費用ですよ。それがこの25年度で増えていますよね。26年、27年度は少しずつ減ってきていますが、大体開業費というのは商法でいうと5年間でゼロにシなくちゃいけないというのがあるのですが、それはされていないということで、補助金が出だしてから大分その辺が少なくなったのかなと思うのですが、「繰延資産の内訳は市にはありません」とありますけれど、この辺は設立されたときに何も調べてはもらっやらないのですか。決算書とかもらって。どうですか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 お出ししたものが全てでございますので、特に承知をしております。ただ先ほどの委員の御発言の中で補助金によって減っていったという御発言がございましたが、何度も申し上げますように青果販売のほうに補助金が入ったということは一切ございません。

中村博行委員長 それは確認されていることだということでございますね。それでは最後の6点目です。3,851万円について。

岩本信子委員 ちょっとこれは私が勘違いしていたところがあったので、それは詳細が出てきましたからいいですけど、この差入保証金というのがあります。これが年々増えてきているのです。これは山陽小野田市ほか2件と書いてあるのですが、保証金というぐらだからどちらに保証金を入れられたのか。山陽小野田市に何のために保証金を入れられているのか、その辺を。山陽小野田市ほかと書いてありますからね。お聞きしたいのですが、いかがですか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 山陽小野田市につきましては卸売業者としての差入保証金でございます。ほか2件につきましては市場の取引先

に対する取引高に応じた保証金を差し入れているということでございます。

岩本信子委員 もう1度説明してください。これは保証金でしょ。資産になっている部分ですよ。山陽小野田市には幾らか、結局卸売業者をすることの権利みたいな保証金をもらっている。ほかに対してはどうか、ほかに対して払っているわけですよ。だから払っているもう一つ、ほかのほうはどうか。私は銀行かなと思ったのですが、銀行じゃないですよ。今言われたことは。どうですか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 市場の取引を行う際での取引高に応じて、差し入れの保証金を入れていると。保証金を入れて市場に物を入れていただいているということです。

岩本信子委員 ということは、仕入れをするじゃないですか。例えば大きなところから。そこに保証金として入れているということです。それが2社あると。年々増えていますが、それは取引高に応じて保証額というのは決まっているのですか。これだけの取引を年間にするから、これだけ保証金を入れてくださいという形になっているのですか。どうですか、その辺は。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 そのとおりだと理解しております。

中村博行委員長 そしたら今までの全般でありましたら。それでは資料についての質疑をこれで終わりたいと思います。時間が1時間ぐらいたちましたので、ここで一旦、若干の休憩ということで。次は11時10分からということでお願いします。

午前11時休憩

午前 1 1 時 1 0 分再開

中村博行委員長 それでは休憩前に続きまして委員会を続行いたします。先ほどの件で続きの質疑。

岩本信子委員 先ほどの差入保証金の件ですが、21年、22年、23年、24年まではずっと30万です。25年度は1,030万。1,000万増えたわけですよ。26年度が1,280万、27年度が1,280万、28年度が1,780万。それで先ほど言われたように取引高が増えたから差入保証金が増えたということなのですが、ずっと30万、多分これは山陽小野田市にやっていたのだらうなと思うのですが、全体的な商品の売上高を見ましても、仕入れは売上原価しか分からないから分からないのですが、むしろ売上高は21年度が2億2,300万、今の保証金が上がった時点の25年4月は2億1,300万で下がっているわけですよ。だからこれから見ると先ほど言われた保証金というのが仕入れ先の販売の金額によって変わってくるということには、どうみても納得できないですけど、どうですかその辺の説明は。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 私どもが把握をしておるものは、先ほど申しました取引先の取引高に応じての保証金の増であるということをお聞きしております。その保証金の増と売上高の増につながっていないのではないかという御質問に関しましては、そういった分析はしておりませんので、お答えいたしかねます。

中村博行委員長 それでは先ほどからの資料に基づく質疑をこれで終えて、前回の宿題というか、条例違反に関して内部でその後、その懸念に対しての方向性なり、また検討された内容について報告をしてもらいたいと思うのですが。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 これまで前回の委員会の後に買受人の方

1 2社に対して、株式会社小野田青果販売が買受人であることの支障や疑問について聞き取り調査を行いました。このうち「支障がある」と答えられた方は2社で、「支障あり、存在自体が違法ではないか」ということをその理由にされています。そのほかは、「実害はない」「支障はない」とのお答えも頂いており、中には「出荷されたものをただ同然で売るわけにもいかない。出荷者も困るだろうし、買受人が少なく実際に売れ残っている。小野田青果販売がある程度の値段で引き取るしかない」との御意見もありました。買受人の方全てにお聞きしたわけではありませんが、株式会社小野田青果販売は提出資料の位置付けに記載したとおり、青果物の加工、販売事業を行い、小野田中央青果株式会社の経営改善を図るために設立された会社として存在そのものについても、またほかの買受人の方の買受けを不当に制限しているものではないと考えており、条例違反には当たらないと判断しています。とはいえ、現在まだ一部の買受人のお話しか伺っていませんので、聞き取り調査については継続して行っていきたいと思います。

中村博行委員長 この件についての質疑があれば。

山田伸幸委員 存在そのものに疑問を持っておられる業者がおられるということは条例に違反するのではないですか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 あくまでも実害があったのか、どういったことで問題が生じているのか、制限を受けているのかという、ちょっと具体的なお答えが頂けていないので、お答えはいたしかねます。

中村博行委員長 まだまだ今後いろいろと調査検討をされるということですね。それでは、先日の市民懇談会で市民の皆さんから伺った様々な指摘事項がございましたので、これについて7項目ほど委員会のほうでまとめましたので、一点ずつ副委員長のほうから読み上げてもらって、それに対して御答弁いただけるものについては答弁していただき、できないとい

うのであれば、それはそれでまた今後の調査ということにしたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。では、副委員長のほうからお願いします。

長谷川知司副委員長 では1点目から申します。学校給食の納品に関して、元卸売業者の小野田中央青果株式会社が設立した株式会社小野田青果販売が納品の一手引き受け名義人として存在し、ほかの仲買人は単なる配送業者となっている。ほかの仲買人は手数料だけが収入となっているのではないかということです。これについての回答をお願いします。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 学校給食の関係であります。前回ちょっとお尋ねいただいたところ、私どもの調査が不足していた点もあったと思っておりますので、再度確認をしております。給食につきまして、平成12年の1学期までは学校指定の小売業者が学校から直接注文を取り、小野田地方卸売市場等で食材をそろえて納品しておりました。当時小野田中央青果は教育委員会から、9月から親子方式になると、親子方式の導入に伴い納入業者が半分になることから、小売業者の調整をしてほしいとの依頼を受けたそうです。小野田中央青果では、取引をされている方以外にも希望があれば入っていただく、オープンにするということとして、参入に当たっては、やはり市場の活性化ということも必要でございますので、流通単位での買取り、要は給食食材以外に自分で処理販売できるという必要がございますので、そういった買取りが可能な方、それから競りへの参加、それから支払いはまとめて行うようになる、そういったものをお示しして御理解いただいた方に、対応が可能な方に参入をしていただいたと聞いております。そして、小野田中央青果が学校食材として集荷したものを小売店と一緒に検品、分荷し小売店が配送する仕組みとなって現在に至っておると聞いております。

中村博行委員長 まず学校給食については、総務文教常任委員会のほうの所轄が含まれていますので、これはまたそれぞれが調査をしていくというこ

とになると思います。

山田伸幸委員 これは先ほども言いましたが、学校に卸していく業者が伝票は全部青果販売だと証言され、実際にその伝票も見せていただきました。自分たちの伝票ではないということなのですが、それについてはどのように考えておられるのでしょうか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 これは前回も申しあげましたけど、学校給食の窓口として青果販売が全ての窓口となっております。給食食材費に関するそういった手数料等につきましては、小野田中央青果と配送されている小売店の方の関係のみで行われており、小野田青果販売はその支払い関係について、手数料等については一切発生していないと聞いております。一切取られていないということであります。あくまでも青果販売は注文の窓口であるという、その立場だけだと聞いております。

山田伸幸委員 それは先日の業者の方の説明と食い違っていますよ。先日の業者の方は自分たちが値段も決められないし、全部一定で青果販売が出している伝票を使って、納品だけをしていると。手数料だけを頂いている状況で、正当な、自分たちの営業活動ではないとはっきり言っておられますよ。今の説明だと伝票を貸している、窓口になっているだけというように言われましたけど、検品を行うにも、そういう行う従業員がいないのではないですか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 小野田中央青果と小売店で検品、分荷を行っているということを先ほど申しあげました。

山田伸幸委員 中央青果がやっているということだね。

中村博行委員長 それでは2点目まいりましょう。まだありますか。

岩本信子委員 確認ですけど、結局、全部の学校がまとまって発注を出すわけ
ですよ。今の山陽小野田市の親子方式をしているところは全部。それが
中央青果に発注を出すわけですよ。中央青果ですよ。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 青果販売です。

岩本信子委員 青果販売なの。中央青果と言わなかった。学校は全部青果販売
に発注を出すわけね。そうすると、その青果販売の伝票を持って、仲買
人が学校に納めているということですよ。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 青果販売が中央青果のほうに食材の手配
を依頼する。その食材を集荷したものを小売業者と一緒に分荷し、小売
業者が配送しているという、こういった流れであります。その際の手数
料については小野田青果販売には一切発生していないということを申し
上げたところでございます。

岩本信子委員 私ののどりが悪いのかもしれないけど、学校の発注は中央青果
販売が一手に窓口となって、青果販売と言いましたよね。（「中央青果」
と呼ぶ者あり）さっきだから中央青果と言ったでしょ。青果販売じゃな
くて、中央青果が発注を一手に受けているわけでしょ。（「違う」と呼
ぶ者あり）ちょっと待って、もう一遍言いますよ。青果販売と中央青果
と分けますからね。親会社が中央青果で、子会社が青果販売ということ
で。学校が発注するのは青果販売に発注されるわけですよ。この業者
は結局、仲買人ですよ。仲買人だから中央青果で仕入れをして、そし
て青果販売が仕入れて、それを今度ほかの仲買人、結局、小売の仲買人、
配送される方。だから、仲買人から仲買人に行くという形になっている
のではないですか、逆に。その配送が仲買人、中央青果という仲買人が
取って、配送するのは（「違う、違う青果販売」と呼ぶ者あり）だから、
青果販売が取って、それは仲買人ですよ。今度、配送するのも個人の仲
買人がするということですよ。青果販売が配送される方に配送の手数

料を払っているということですよ。そういうことですよ。（「説明は違う」と呼ぶ者あり）えっ、違うの。

中村博行委員長 よく整理してください。

山田伸幸委員 さっきの説明では中央青果から青果販売にはそのままって、手数料というか、青果販売は利益を上げていない、その学校給食の扱いでは、という説明ですよ。それは間違いないですね。確認します。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 私が聞き取りをしたところではそうでございます。

中村博行委員長 確認ですね。時間に限りがありますので、各項目について最小限ぐらいの質疑にして、詳細については後日ということにしたいと思います。とりあえず7番までは行きたいと思いますので、副委員長お願いします。

長谷川知司副委員長 2番に行きます。小野田青果販売は従業員がおらず、ペーパーカンパニーに過ぎず、ここを通すために学校給食の納品単価が高くなり、結果として市民に負担を与えている。

中村博行委員長 これについては。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 この件につきましては、先ほど申し上げたとおり、青果販売につきましては窓口業務のみという認識をしておりますので、そこで高くなっているということはありませんと考えております。

中村博行委員長 はい。窓口のみということですね。それでは3点目。

長谷川知司副委員長 3番行きます。小野田青果販売は市場条例第39条及び第40条に違反している業者であり、ダミー仲買人であるということです。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 この件につきましては、先ほどの条例違反ではないかというところのお答えに代えさせていただきたいと思いません。

長谷川知司副委員長 4番。これは先ほども言われましたけれど、再度確認します。毎年、小野田青果販売より中央青果に対して1,000万円が営業外利益として上納されている。これについて。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 こちらも先ほど申し上げましたが、あくまでも青果販売については人がいないと。中央青果の従業員、パートを使って、それを販管費として委託料としてお支払しているという、そういう状況でございます。

岩本信子委員 今のここの部分ですが、青果販売が上納じゃなくて、結局、委託料として、委託料なのに雑収入で中央青果に入っているわけですよね。ちょっとよく分からないのが、さっき言われましたように、窓口だけになっていて、中央青果が一応全部、結局、青果販売に卸しているわけですよね。そうでしょう。窓口なのだろうけど、普通だったら雑収入ではなくて、売上げで挙がるのではないかと思いますよ。だってさっき言われましたでしょう。学校は発注で青果販売が受けて、そして青果販売は中央青果に発注を掛けて、この間に利益なしで売り買いというか、そういうものがあるということですよね。そうすると青果販売はそれが売上げにならなくてはいけないのに、なぜ雑収入の委託料になっているのか。中央青果の中で売上げに挙がらなくてはいけないのではないかと思うのですが、その辺はどうですか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 中央青果の決算の関係と青果販売の決算の関係と聞き取ったのですが、青果販売につきましては、先ほどの学校給食に関しては手数料等一切発生しないということを申し上げましたが、青果販売はあくまでも加工業、加工販売をする業者でございますので、学校給食だけを対象にした会社ではございません。ですからほかに販路を持っておりますし、そういったものは営業費としての決算のほうで上がってきていると思います。一千万何がしというのは学校給食ではございません。加工とかそういったものの手数料として人件費相当分、そういったものを青果販売が中央青果のほうに納めているということでございます。

岩本信子委員 普通、中央青果が加工として出すのであれば外注工賃という形で出るはずですよ。結局、青果販売に委託で外注出すのだから。だから私が納得いかないのは、なぜ青果販売が中央青果に委託料と雑収入で入るのかということがどうしても納得いかないわけです。普通なら中央青果が全部販売してやっていくわけだから、例えば青果販売会社に加工を頼むということは外注ですよ。そこから今度、中央青果がよそに出すわけでしょ。それなら分かりますよ。そうじゃなくて、青果販売が加工をしますと。加工して売るのは青果販売の仕事であって、それを何か加工のために中央青果が委託料の形をとっているのはおかしいと思います。分かりますか、私の言っている意味が。表を書かないと分からないのですが、だから加工業者としてあるのであれば中央青果から製品を買って、それを加工して青果販売が売る。それが普通のおたくらがおっしゃっている加工の業者としてやるという流れだと思うのですが、中央青果が加工を委託に出しているのではないですか。委託に出しているのであれば普通は外注工賃ですよ。そしてその加工したものを中央青果から売っていくって形ですよ。そういう形はとられてないのですか。何かね、さっきから納得がいかないのですが。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 基本的に卸売業者は買受人以外のものに

はできないというその流れの中で発生したもので、中央青果が仕入れたものを買受人の青果販売が買う。そこで加工して販売する。ただその時に、青果販売には人がおりません。人がいないので中央青果の親会社の方のパートなりを使わせていただいて、仕事を加工販売等の人件費相当分を含めて、そういったものを入れているということでありまして、その予算費目はどれが正しいのかということにつきましては大変申し訳ございませんが、それについてはお答えいたしかねます。

中村博行委員長 それは何度も説明をされているところであろうかと思えます。ちょっと時間ありませんので次行きます。副委員長お願いします。

長谷川知司副委員長 5番、ある会社が市場内の冷蔵庫と製氷機を占有していること。その会社は店舗事務所を持たないために小野田中央青果が会議室を貸している。このことについて。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 冷蔵庫の件と会議室の件ですか。冷蔵庫の件につきましては小野田中央青果から設置の申請が市のほうに出て、市は必要な設備として許可をしておることがまずあります。その冷蔵庫の利用方法、使用方法等につきましては卸であります中央青果の方が適切に判断して使用しているものと考えております。2点目の会議室の件であります。これにつきましても中央青果から申請書が出ております。その申請内容につきましては商談に使いたい、あるいは従業員のちょっとした休憩のときに使いたいという申請が出ておりまして、それに対して許可をしておるところでございます。

山田伸幸委員 その会議室を貸しているということですが、これは有料ですか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 条例に基づいた使用料を取らせていただいております。

中村博行委員長 具体的に回答できますか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 会議室の使用料につきましては、4時間につき1,200円ということでございます。

中村博行委員長 料金は発生しているということですね。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 料金は発生しております。

長谷川知司副委員長 ちょっと確認しますが、適正使用をされているかどうかというチェックは市のほうでされていますか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 どういったものが適正であるかというのはちょっとお答えしにくいところがございますが、特に私どもはチェックをしておりません。

山田伸幸委員 今言われた使用料というのは雑収入に挙がってないですよ。中央青果の方に。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 中央青果が市のほうへ払うということで、中央青果に会議室を貸し出している、中央青果から会議室の使用の申請が出て市は許可をしてその会議室の使用料を納めてもらっているということでございます。

岩本信子委員 今、市場に冷蔵庫は二つあるのですか。それは全部、結局仲買人業者じゃなくて全部中央青果のものなのですか。あそこにある冷蔵庫とか製氷機とかいうのは、よそから仲買人からのものは一切ないと、全部中央青果の所有物であるということですか。確認をとりたいのですが。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 市場には市が設置した冷蔵庫もござい
ますが、あくまでほかに設置してある冷蔵庫が誰の所有である、そいつ
た所有権というものは確認しておりません。設置の申請が出されている
ということでございます。

山田伸幸委員 今は外されていますが、以前はある会社名が冷蔵庫の表に堂々
と貼り付けてありましたよね。ほかの業者一切使わせないという状態だ
ったのですが、今は外されていますよ。この問題が表に出る前に、私が
最初行った時に会社名を大きく書いてほかの業者が使えないようにして
ありましたけどね。ちょっと今の説明は食い違うのではないのでしょうか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 冷蔵庫の使用に当たっては現場での判断
が重要であろうと思っておりますので、市のほうであしなさい、こう
しなさいといった指示をしたことはございません。

岩本信子委員 先程、冷蔵庫が設置申請されているとおっしゃいましたよね。
設置申請されている冷蔵庫の台数、結局仲買人はいったい何台あるの
ですか。設置申請されて許可した会社といいたいでしょうか。それと冷蔵庫の
数ですね。その辺をちょっとお聞きしたいのですが。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 許可件数は3件でございます。

岩本信子委員 3件で、仲買人がそれぞれそこで持ってらっしゃるという
こと
ですね。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 仲買人が持っていらっしゃるという
発言は私しておりません。中央青果の方から3件分の設置申請が出て、市が
それに許可をしていると。あくまでもその冷蔵庫等の使用については現
場サイドでの判断がされるものであろうということでもあります。

岩本信子委員　ちょっと確認をとりますよ。設置申請されているのは中央青果から申請されて3件あるということですね。ほかのところはなしで、中央青果が申請を3件しているということによろしいですかね。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長　そのとおりです。

中村博行委員長　この辺も後日の調査に関わると思います。それでは6点目。

長谷川知司副委員長　6番いきます。市場を正常化させないとほかの仲買人が逃げ出して機能しなくなるのではないかというおそれがありますが、これについて。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長　なかなかちょっとお答えしにくいところがあるのですが、実際取扱高が減ってくるという中で買受人が減少している、あるいは競り売りもそれほど活発にできていないという状況がある中でいかに市場の活性化を図っていくかという、これは先ほど今回初めてお出ししました提言書等の中にもいろいろとるる述べられておるところですが、あくまでも市とすれば市場を守っていこうという立場で動いてきておりますので、例えばそういった逃げ出してしまうというようなことがあるのならば、具体的にどういった青果販売なり中央青果なり、どういった対応にまずいところあるのかと。そういったものを具体的なお示し等をいただければ、また市のほうとしても指導することも可能ではあるかと思いますが、市場としても、とにかく少しでも活性化していこうという努力はしておるのだと判断はしておるところでございます。

中村博行委員長　1番大きな課題ですよ。

山田伸幸委員　私たちが別に中央青果市場をどうのこうのというのではなくて、やっぱり活性化させていきたい。そのためにはルールに基づいた正常な運営がされるべきだと思っているのは、間違いありません。ただいろいろ

るな仲買人の中から、こういった指摘事項がどんどん上がってきて、特に中央青果と青果販売に対する不満が高まっているという実態があるということをよく知っておいていただきたいなと思っているわけです。余りにも取扱高が少ないために廃業になられた方もいらっしゃるわけで、そこはもっともっといろいろな方が積極的に買受けなりしていただけるように、やっぱりそういう努力が必要ではないかなと思うのですが、市としては全部中央青果にお任せということでもいいのでしょうか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 決してそういうことはございません。目指すところは委員がおっしゃられました市場活性化であり、これが市民の台所であること、あるいは生産者のために必要なものであること、あるいは生業的な小売の方々にとってもなくてはならないという状況もあります。そういった公益性等、社会的な使命といいますか、市場の機能というのは、目指すところは一緒であろうと思っておりますので、それはそういった様々な御意見については真摯に受け止めたいと思っております。

岩本信子委員 仲買人が53社ということだったのですが、当初どのぐらいあったのですか。

中村博行委員長 概数でもいいです。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 ちょっと当初がどの当初か分かりませんが、百数十社というのを見たことも、過去にございますし、この数年では七十数社という記憶がございます。ちょっと記憶で申し訳ございませんが、当初は百六十とか何とかという記憶もございます。

岩本信子委員 その中で100を超えたということは半分になっているということですね、当初よりも。70とかずんずん結局逃げ出し、機能がなくなるというふうにここには思ったのですけれど、それだけ減っていると

いうことの理由は、原因というのほどのようにつかんでいらっしゃるのですか。だから今まで当初100社あって今半分。70とか、つかんでいる頃から見てもかなり減っている。その原因というの、そちらではどのようにつかんでいらっしゃるのかお聞きしたいのですが。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 大型店舗の出店が1番大きな要因だと考えております。

芳司産業振興部長 いわゆる小売業の衰退という言い方もしていいと思うのですが、これは別に市場がどうのこうのということだけではないというふうに私どもは捉えております。これはむしろ商工業の関係かなと思ってはいるのですが、特に地方においてはそういった大型店舗の出店、これの影響というのも大きいかなと思っておりますし、近年であれば例えばネット販売であるとか、いろいろな要因があろうかと思っております。そういった中でまた特に業者の高齢化であるとか、後継者問題、こういったものも全て絡んでいるのではないかなと思っております。商工サイドのほうで会議所とも連携をしながらなんですけれど、地元商業の振興という形の中ではこういった中小企業であるとか、小規模事業者の更なる振興という大きな課題がありますので、こういったことについてはまたそちらのほうでしっかり取り組んでいきたいと考えております。

岩本信子委員 ちょっと続き。だから大型店舗が出店のためとか、いろいろ現代のインターネットで買えるとか、そういう原因がきちんと分かっているわけですね。そしたらその原因に対してどのような対処をとるかというのがこの計画書に書いてあるのですか。ちょっと計画書を読んでないから分からないのですが。そういうことも視野に入れて、この計画改善書がとれているのかということをお聞きしたいのですが。

芳司産業振興部長 この提言書は中央青果株式会社の経営改善でございます。それと私申しました特に小規模事業者の更なる振興であるとかというの

は、また違う話と（発言する者あり）つながっている部分もあるかもしれませんが、基本的にはこの提言は中央青果を更に経営改善するためにどうしたらいいのかということであって、商業振興全体をうたっているものではないという辺りについては御理解いただきたいと思います。

中村博行委員長 中小企業関係についてはまた別件で。（発言する者あり）それじゃあ副委員長お願いします。

長谷川知司副委員長 7番いきます。給食センターに変わったら納品はどうなるのか心配であると。既に市教委より給食センターの納品は小野田青果販売一社のみの扱いとなる旨の文書が出ているということです。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 給食センター後、青果販売が一社になるというそういったことについては一切承知しておりません。市場とすれば中央青果がその食材を間違いなく五千数百食分の食材を、必要なものを仕入れるという、そういった認識のみであります。

山田伸幸委員 市教委が仲買の業者の皆さんに配られた。今後まだ20日頃でしたかね、説明会をするということです。先日業者の方から頂いた資料には、はっきりとそのことが記載されているわけですよ。一社とすると。青果の発注は株式会社小野田青果販売に全部発注する予定であると書かれています。これは山陽小野田市学校教育課、3月7日。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 学校給食のセンター化になったら小売業者はどうなるのだろうかというお話、十数社からありましたが、そういったお声を聞いております。どうなるかが全く分からないと。中央青果のほうにもいろいろお話を聞いておりますが、この盆を過ぎた辺りでそういった小売業者等を集めて意見交換会をしようじゃないかというお話を聞いております。ですから青果販売が一手に受けるようになったとか、そういうふうに認識されている方はおられないと私は理解しております。

山田伸幸委員 今度、総務とも合同審査をしようというふうに今進めているのですが、この中にはプラットフォームの高さまで書かれて、その高さのあるトラックがない業者は駄目だよということまで書かれているわけですよね。となると軽とかで配送している人なんかはとてもじゃないけど、この条件にも反するわけです。やっぱり中小業者を守るという立場、それからこういった以前から給食センターを造るときには、そういった中小業者については引き続き納品をさせるという約束もしていたわけで、それを条件にこの当時の議案に賛成したという議員も一杯いるわけです。やはりそういった市内の業者を守るという観点が非常に大事になってきている中でこのような不安に駆られるような文書が配られて、皆さん困っておられるわけです。こういった文書を中央青果に出資している市が一切御存じないというのは、これちょっと問題じゃないですかね。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 文書そのものというのではありませんが、3月でしたら私、市場のほうに行って教育委員会と一緒に意見交換会に出ております。日付はちょっと今手元にございませんで分かりませんが、そのときに教育委員会から給食センター、まだ今現在小売をされている方々とはまだお話をしたことがなかったというところだったと思うのですが、その小売業者を集めまして、給食センターの概要、計画概要等を示しております。その中で卸売業者、市場を通して食材は仕入れるということはございましたが、今言われましたように青果販売が全て引き受けてやるとかそういったことまで確定した発言はなかったというふうに記憶しています。例えばその発注の仕方、入札方式であるとか、随意契約の方式であるとか様々な方式があると思うのですが、それさえもまだ、どういった形でやるといった明言したものはなかったというふうに記憶をしております。ですので、逆に小売業者のほうも今委員御指摘のようにもう来年のオープンを控えてどうなるのだろうかという不安が走っているというのは私どもも聞き取り調査をした中でそういったお声も聞いているところでありまして、聞くところによりますと中央青果の

ほうで皆さん方にお集まりいただいて、今後どういうふうなことがやれるのだろうか、そういったものの意見交換をやるというお話を伺っているところです。

中村博行委員長 学校給食につきましては、総務の案件ということもありまして、山田委員も私も随分総務の時代に関わっておりますので、その辺は十分その当時の状況といいますか、教育委員会がはっきりと小売業者は守りますという明言をしているということは確認ができていますので、その辺りを含めて河野委員長のほうにも総務でこういう協議をしていますよということをおっしゃいますし、やがては連合審査ということも考えております。そういったことで、学校給食については今後の協議内容の大きな点かとも思います。

岩本信子委員 ちょっと戻るのですが、先ほどの設置申請、設備、備品などのことですが、これは中央青果以外のものは一切ないと。設置申請されますよね。全部中央青果が設置申請されるのですが、ほかのところは一切ないという確認をとりたいのですが、よろしいですか。他の業者が設置申請を出しているということは。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 ほかの業者からの設置申請はございません。

岩本信子委員 じゃあ設置申請は一応中央青果が全て出していると。そうすると所有権についてはどうですか、全部把握されているのですか。設置されたものの設備、備品とかについての所有権というのは全部中央青果であるという確認はとれているのですか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 大変失礼ですけど、設置申請に所有権まで必要でしょうか。その辺りがちょっと疑問に思いますので、お答えいたしかねます。

中村博行委員長 その件については今後の調査の一つの項目に上がっていると思いますので。

松尾数則委員 この4年間市場に携わってきたものとして、市場の活性化、継続性というのは本当に必要だったのは十分分かっています。そしていろいろな商取引辺りも変わってきたので、いろいろそういった状況にあるというのも分かっておりますけれど、その中でいろいろな形で寄附金なんか、つまり市民の税金を使って寄附金なんか出してきたわけですね。（「補助金」と呼ぶ者あり）補助金を出してきたわけですね。そしてそのことが本当によかったかどうかも含めて、例えば本来は青果販売が自分で努力しなければいけない内容じゃなかったのか。当然それも踏まえてこの補助金を出してきたと思いますが、どうしてもこれから市場が困ってきたときにこれからもそういった補助金制度そのものが正確にはまだ確立されていない状況の中で、補助金等をまだ出していかれるのかどうかを、ちょっと確認をとっておきたいなと思いますが。

芳司産業振興部長 現段階ではその予定はございません。26、27、28の3か年にわたる運営補助金につきましては、前回申しましたけれど必ずしも中央青果だけの責任ではないと。創業以来の積もり積もったものであると。それがあがるために今の運営が非常に厳しくなっているということであれば、それを少しでも軽くしていこうということに対して市が補助をしたということでございます。その成果も上がっておりますので、今後はこれまでも当然してきていただいておりますけれど、当然その中央青果の更なる努力を求めていくという形になろうと思っておりますので、現段階では更に補助金を出すということは考えておりません。

松尾数則委員 それでは青果販売の今後の努力に対して行政のほうからもいろいろ手を加えていくとか、口も出すし、お金を出さないのだから口を出すしかないね、当然そういうことも考えていらっしゃるのかどうか。

芳司産業振興部長 当然取締役会であるとかそういった機会もございますので、
そういった中でしっかり問題点があれば明らかにしながら解決に向けた
努力を求めていきたいと考えております。

岩本信子委員 さっきの続きがちょっとあった。市の条例によって市場内にお
いての設備等は中央青果の所有物に限るというのがあるのではないかと
思うのですが、この所有物と所有権、あなたは今申請されたのに所有権
までそんな確認する必要はないと言われたのですが、そのような条例が
あると聞いているのですが、所有物と所有権ってどう考えられますか。
そこだけ確認したいです。（発言する者あり）

中村博行委員長 先日の、具体的な社名も含めて委員会では聞いておりますの
で、次の調査につなげたいと思います。時間もちょうどよろしいような
ので、これで産業建設常任委員会を終わろうと思いますけども、この案
件は非常に重要な案件ということでもありますので、引き続いて今日の検
討課題もありましたので、執行部のほうでもしっかりとその辺の確認す
べきところは確認してほしいと思いますので、今日はこれで終わりたい
と思います。それでは以上で産業建設常任委員会を終わります。お疲れ
でした。

午前 11 時 49 分散会

平成 29 年 8 月 10 日

産業建設常任委員長 中 村 博 行